

令和8年度 窃盗回避サポーター育成事業 概要及び年間スケジュール

●事業目的

窃盗を繰り返す知的障がい者が再犯（窃盗行為）に至ることなく地域生活を送るためには、窃盗行為そのものへの本人の理解を深めるとともに、再犯防止に向けて支援者がアセスメント及び支援を行うことが不可欠である。これまで、砂川厚生福祉センターつばさ（以下、「つばさ」という。）は、独自に開発・実施してきた「窃盗回避プログラム」の有効性を踏まえ、「地域版窃盗回避支援ツール」を研修等によって民間事業者へ周知を行ってきている。この事業を通じて、事業所が抱える困難ケース等に対して助言等を行えるよう、各地域にサポーター事業所を育成することで、地域の支援力の向上と併せて、窃盗を繰り返す知的障がい者の地域での受け入れを促進し、地域移行された当事者の安定した生活につなげる。

●事業効果

犯罪白書によると、近年の刑法犯の認知総件数のうち、窃盗が全体の70%近くで例年推移しており、最も多い犯罪となっている。窃盗犯のうち、約25%の者が2年以内に再犯し、5年以内では45%にものぼる。また、法務省による知的障がい受刑者（疑いを含む）を対象にした調査では、窃盗による受刑者の構成比は受刑者総数では全体の34%であるのに対して、知的障がいのある受刑者では全体の52%であり、さらにその中で、再犯で受刑している者が半数いる。他方で、司法手続きによって刑務所収容に至らないケースも一定程度存在するため、全体の認知件数以上に、窃盗行為を行う知的障がい者が存在すると考えられる。これらを踏まえ、広く累犯知的障がい者の地域生活を支えるためには、知的障がい者への窃盗防止を支援する必要がある。

●事業内容

つばさで作成した「地域版窃盗回避支援ツール」を活用し、事業所のみで支援が困難なために助言を必要とする事業所を対象として、プログラムの提供及びスーパーバイズができるサポーター事業所を育成する。サポーター事業所は、地域の困難ケースの相談に応じ、効率的に複数の事業所にかかわることができる基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所等を対象とする。窃盗回避支援に精通する学識経験者（山口県立大学 教授 水藤昌彦氏）を招聘し、基幹相談支援センター等を対象に、合同研修を実施したうえ、実践を踏まえた検討や、ロールプレイ等を進め、課題、工夫点の整理、支援力向上を図る。

- ① 合同研修会 ② 訪問コンサルテーション（3回程度） ③ 合同報告会（研修含む）

時期	項目	内容
4月	対象法人募集	・メール、ホームページにて募集。（申込みには、想定事例等が必須）→5月頃対象法人決定。
5月～6月	対象法人訪問。事前打ち合わせ。	・事務局で対象法人を訪問。事業概要を説明。事前打ち合わせ。 ・市域での法人の役割分担イメージ、対象事例等の聞き取り、スケジュール確認等
6月	合同研修会（7時間） 【公開講座】	<当日イメージ> ①講義：窃盗回避支援に関する理念（10時～12時） ②演習：窃盗回避支援ツールの実践（13時～18時）
8月	コンサルテーション① （3時間×2カ所）	<当日イメージ>SV、事務局、事業所訪問。（9時30分～12時30分・14時30分～17時30分） ①事例検討 ②支援方法助言 ③ロールプレイ実施。
10月	コンサルテーション② （3時間×2カ所）	<当日イメージ>SV、事務局、事業所訪問。（9時30分～12時30分・14時30分～17時30分） ①進捗確認 ②支援方法助言 ③ロールプレイ実施。
12月	コンサルテーション③ （3時間×2カ所）	<当日イメージ>SV、事務局、事業所訪問。（9時30分～12時30分・14時30分～17時30分） ①進捗確認 ②支援方法助言 ③ロールプレイ実施。
2月	合同報告会（4時間） 【公開講座】	<当日イメージ>Web実施。 ①実践報告（各50分） ②グループワークでの意見交換（1時間） ③SV研修（1時間）

※実施時期・時間は目安

【参考資料】 窃盗回避支援にかかる地域支援（イメージ）

